

[建築計画に係る協議・問い合わせ]の窓口一覧表

令和6年4月1日現在

(総合庁舎内の窓口位置図は9ページ、官公署等の案内図は10ページに記載)
 ※ ご不明な点がございましたら、まずは所管窓口へ直接お問い合わせください。

1 建築物等の規模により手続き・確認が必要なもの

所管窓口

(1) 開発行為の許可に関する事(建築確認を申請する前に手続きが必要)

[都市計画法第29条関連]

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/kaihatukyoka.html>



- ① ◇ 500㎡以上の一団の敷地の場合、建築確認申請書を提出する前に事前相談書の提出が必要
- ② ◇ 都市計画法第29条に定める開発行為の計画を行う場合は、手続きが必要

63

(2) 大規模建築物等の建築に関する事

[目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例](住環境整備条例)

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/seibijourei.html>



①	大規模建築物	◇ 敷地面積1,000㎡以上の建築物(1戸建ての住宅を除く) ◇ 延べ面積1,500㎡以上、かつ、高さ15m以上又は地上5階以上の建築物 ◇ 延べ面積1,500㎡以上、かつ、住戸の数が20以上の建築物
②	ワンルーム形式集合建築物	◇ 1区画の床面積が40㎡未満の戸数10以上、かつ、階数3以上のワンルーム形式集合建築物
③	特定商業施設建築物	◇ 店舗面積が500㎡を超える建築物
④	開発許可対象区域内建築物	

都市整備課
 開発係
 TEL: 03-5722-9715
 総合庁舎本館 6階

(3) 雨水流出抑制施設設置の指導に関する事

[目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱]

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/usuiryushutsusuyokusei/chisuishido.html>



- ① ◇ 国、都、区その他公共的な団体が設置する施設
- ② ◇ 敷地面積500㎡以上の民間施設(平成23年5月1日施行)
- ③ ◇ 都市計画法第29条に定める開発許可を要する施設

(4) 景観法の届出に関する事

[景観法第16条及び目黒区景観計画]

https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/yasashi_machi/keikan/keikan_keikaku/todokedenituite.html



- ① ◇ 敷地面積が1,000㎡以上または延べ面積1,500㎡以上の建築物(1戸建ての住宅は除く)
- ② ◇ 地上からの高さ17mを超える、または築造面積が1,000㎡以上の工作物
- ③ ◇ 目黒川沿川、山手通り沿道または目黒通り沿道の建築物及び工作物

(5) 建築計画のお知らせに関する事

[目黒区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例]

①	中高層建築物	高さが10mを超える建築物 ◇ ただし、第一種低層住居専用地域にあっては、軒高が7mを超える建築物、又は地下を除く階数が3以上の建築物
②	その他	◇ 延べ面積1,500㎡以上、かつ、住戸数20以上の建築物 ◇ 床面積40㎡未満の住戸数10以上、かつ、階数3以上のワンルーム形式集合建築物 ◇ 斎場・結婚式場・興行場・パチンコ屋・ゲームセンターで、その用途面積の合計が500㎡を超える建築物
上記の①・②の建築計画は、規模に応じて建築確認申請等の30日・60日又は90日前までに標識の設置が必要。また、所定の日までに近隣住民への説明が必要。 https://www.city.meguro.tokyo.jp/toshikeikaku/shigoto/kenchiku/hyoshiki.html		



都市計画課
 建築調整係
 TEL: 03-5722-9382
 総合庁舎本館 6階

42


(6) 高層アンテナ計画のお知らせに関する事

[高層アンテナ計画に関する事前周知等に係る要綱]

- ◇ 建築確認申請を伴う高さが15mを超える鉄柱等と一体となったアマチュア無線用アンテナを設置するときは、建築確認申請の30日前までに標識設置及び近隣説明が必要

(7) 目黒区所管の都市施設に関する事(都市計画道路・都市計画公園・生産緑地・都市計画緑地)

◇ 目黒区所管の都市施設については、建築確認を申請する前に確認が必要
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/toshikeikakushisetsuzu.html>



都市計画課
都市計画係
Tel: 03-5722-9725
総合庁舎本館 6階

41

(8) 目黒区所管の道路及び水路等に関する事

① 区道の現況幅員、認定幅員及び境界確定等の調査

② 敷地に接する法定外公共物(水路敷)等の境界確認・確定の調査

土木管理課
境界係
Tel: 03-5722-9467
Tel: 03-5722-9558
総合庁舎本館 6階

53

③ 法定外公共物(水路敷)の状況の調査

土木管理課
土木監察係
Tel: 03-5722-9426
総合庁舎本館 6階

53


(9) 東京都所管の都市計画道路に関する事

◇ 東京都所管 都市計画道路について、建築確認を申請する前に確認が必要	
① 事業中の都市計画道路	<p>補助46号線(事業区間:目黒本町五丁目、原町一丁目・洗足一丁目)の問い合わせ先</p> <p>所管:東京都第一市街地整備事務所 事業課まちづくり推進担当 電話:03-3534-3429 (目黒本町、原町・洗足) 所在地:中央区勝どき1-7-3 勝どきサンスクエアビル9階</p> <p>【道路事業認可時の図書縦覧のみの場合】 目黒区 みどり土木政策課 施設計画係 Tel:03-5722-9745 総合庁舎本館6階 ※沿道30m区域(都市防)はP8の3(1)へ</p>
	<p>補助26号線 および 環状6号線 の問い合わせ先</p> <p>所管:東京都第二建設事務所 工事第一課 電話:03-3774-9002 所在地:品川区広町2-1-36 品川区総合庁舎内8階</p> <p>【道路事業認可時の図書縦覧のみの場合】 目黒区 みどり土木政策課 施設計画係 Tel:03-5722-9745 総合庁舎本館6階</p>
② 事業中以外の都市計画道路【計画線】	<p>東京都 都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 都市計画相談担当 都庁第二庁舎12階北側 Tel:03-5388-3213</p>

東京都
(詳細左記)

(10) 福祉環境整備に関する事

[東京都福祉のまちづくり条例・目黒区福祉のまちづくり整備要綱]
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/sumai/kenchiku/fukumachi.html>



① ◇ 事務所・病院・店舗・ホテル・運動施設・学校・公共交通施設等(東京都福祉のまちづくり条例)


② ◇ 延べ面積500㎡を超え、2,000㎡未満の共同住宅(目黒区福祉のまちづくり整備要綱)

③ ◇ 上記の①・②とも東京都バリアフリー条例の対象となるものは届出省略可。
 ◇ ただし、観覧席・客席及び都市計画法・建築基準法の規定に基づき設けた公共的な通路がある場合は届出が必要。

24

(11) 斜面地建築物の制限に関する事

[目黒区斜面地建築物の制限に関する条例]
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_kibo/syamenti.html




◇ 第一種低層住居専用地域内で高低差3mを超える地盤に接し、地階がある共同住宅・長屋

建築課
建築指導係
Tel: 03-5722-9637
総合庁舎本館 6階

(12) 長期優良住宅に係る認定申請に関する事


[長期優良住宅の普及の促進に関する法律]
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_kibo/chokiyuryojutaku.html



◇ 長期優良住宅の建築等・維持保全をしようとし、その認定を申請する方


(13) 建築物浸水予防対策に関する事

[目黒区建築物浸水予防対策指導要綱]
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_kibo/sinsui_taisaku.html



◇ 建築物の接する周囲の地面、または道路面より低い位置に床を有する建築物を計画する場合、確認済証受領時までに「浸水予防対策検討結果報告書」の提出が必要


(14) 建築物省エネ法に基づく届出等に関すること

[建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律]		
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_kibo/shoeneho.html		
①	◇ 延べ面積300㎡以上の建築物(特定建築物を除く)の新築時等に係る計画の届出義務(工事に着手する21日前までに提出)	
②	◇ 特定建築物(延べ面積300㎡以上の非住宅建築物)新築時等の省エネ基準適合義務	
③	◇ 省エネ性能向上計画の認定(容積率特例)及び省エネ基準適合認定の表示に関すること	
④	◇ 延べ面積300㎡未満の建築物の新築時等に係る省エネ説明義務に関すること	
⑤	◇ 延べ面積10,000㎡を超える建築物(特定建築物以外)の届出先 所管:東京都都市整備局 市街地建築部建築指導課設備担当 TEL:03-5388-3364	


22

建築課
設備指導係
TEL:03-5722-9068
総合庁舎本館 6階

(15) 低炭素建築物新築等計画の認定申請に関すること

[都市の低炭素化の促進に関する法律]		
https://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/sumai/kenchiku/teitanso.html		
◇ 低炭素化のための建築物の新築等をしようとし、その認定を申請する方		

(16) 土砂災害警戒区域等に関すること

[土砂災害防止法]		
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_basyo/doshabou_kekka.html		
◇ 東京都が指定した土砂災害警戒区域等について		

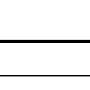
23

建築課
構造指導係
TEL:03-5722-9647
総合庁舎本館 6階

◇	土砂災害ハザードマップの閲覧 目黒区ホームページ『土砂災害ハザードマップ』で検索
---	---

防災課
(庶務担当)
TEL:03-5723-8700
所在地:中央町1-9-7
(防災センター内)


(17) 建設リサイクル法に基づく届出に関すること(工事に着手する日の7日前までに提出)

[建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律]		
①	◇ 延べ面積80㎡以上の建築物の解体	
②	◇ 延べ面積500㎡以上の建築物の新築・増築	
③	◇ 請負金額が1億円以上の建築物の修繕・模様替え(リフォーム等)	
④	◇ 請負金額が500万円以上の工作物に関する工事(土木工事等)	

25

建築課
受付係
TEL:03-5722-9642
総合庁舎本館 6階


(18) 道路の位置指定等の申請に関すること

◇	開発行為に該当しない500㎡未満の土地利用における「道路(位置)指定・指定変更・指定取消」の事前協議・申請	
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_kibo/ichishitei.html		

27

建築課
調査係
TEL:03-5722-9638
総合庁舎本館 6階

(19) 緑化計画等に関すること(建築確認を申請する前に緑化計画の事前協議・提出が必要)

[目黒区みどりの条例]			
https://www.city.meguro.tokyo.jp/midori/shigoto/kouen/keikaku.html			
①	樹木等の保全協議(伐採を予定する場合)		◇ 樹木は、1.5mの高さにおける幹の周囲が80cm以上。ただし、複数の幹があるときは、それぞれの幹周りの合計に0.7を乗じて得た数値が80cm以上。
			◇ 樹林は、みどりで覆われている土地の面積が300㎡以上
②	緑化計画の提出		◇ 生け垣は、高さが90cm以上、かつ、その長さが20m以上
			◇ 敷地面積200㎡以上で、新築・新設・増改築・増設・用途変更を行うとき
③	緑化計画の提出(都条例との関係)	◇ 開発行為等及び20台以上の自動車駐車場等の設置を行うとき(開発行為で造成された宅地での新築は、敷地面積に関わらず全て)	
		◇ 敷地が3,000㎡以上の計画の場合は、必ず下記の連絡先へご相談ください。 所管:東京都環境局自然環境部 緑環境課 TEL:03-5388-3455	

11

みどり土木政策課
みどりの係
TEL:03-5722-9355
総合庁舎本館 6階

(20) 屋外広告物に関すること

[東京都屋外広告物条例]	
◇ 一定の大きさ以上の広告物・広告塔等を常時又は一定期間継続して設置する場合は、許可申請が必要	

52

土木管理課
占用係
TEL:03-5722-9418
総合庁舎本館 6階

(21) 道路占用に関すること

◇	工事用の足場・仮囲い等を区道に設置する場合は、目黒区・所轄警察署の占用・使用許可が必要
---	---

(22) 沿道掘削に関すること

◇	道路の構造等を保全するため、道路の近接で掘削される場合はご相談ください。
---	--------------------------------------

(23) 自費工事に関すること

- 道路等の区域内において、車乗り入れのための歩道及びL形側溝の切り下げや舗装補修工事を行う場合は、
 ◇ 事前の立会いのうえ自費工事申請が必要
 (申請: 占用係、立会い: 土木監察係)

土木管理課
 占用係
 Tel: 03-5722-9418 **52**

土木監察係
 Tel: 03-5722-9426
 総合庁舎本館 6階 **53**

(24) 自転車駐車場付置義務に関すること (建築確認を申請する前に手続きが必要)

[目黒区自転車等放置防止条例]

- ① ◇ 大規模小売店舗及び飲食店で、店舗面積400㎡を超える建築物
 ② ◇ 金融機関及びスポーツ施設で、店舗面積500㎡を超える建築物
 ③ ◇ 遊技場及び学習施設で、店舗面積300㎡を超える建築物

土木管理課
 自転車対策係
 Tel: 03-5722-9444
 総合庁舎本館 6階 **51**

(25) 路外駐車場及び特定路外駐車場の届出に関すること

[駐車場法]

- ◇ 次の①、②の両方に該当する自動車の駐車のための施設は、事前に届出が必要
 ① ◇ 自動車の駐車する部分の面積(駐車マスの面積)が500㎡以上(車路は含みません)
 ② ◇ 誰もが利用できる時間貸し駐車場、商業施設や病院等の駐車場
 (居住者専用駐車場、従業員専用駐車場や月極駐車場などの利用者が限定されている駐車場は対象外)

土木管理課
 土木監察係
 Tel: 03-5722-9426
 総合庁舎本館 6階 **53**

(26) 工場・指定作業場等の届出に関すること

[都民の健康と安全を確保する環境に関する条例、騒音・振動規制法]

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/kojo/index.html>

- ① ◇ 工場(一定出力以上の原動機や有害物質の使用、騒音・振動が発生する製造・加工等)の設置
 ② ◇ 指定作業場(20台以上の駐車場、洗濯施設、ボイラー、ガンリンスタンド等)の設置
 ③ ◇ 騒音・振動規制法特定施設(7.5kw以上の送風機、印刷機、金属加工機械等)の設置



81

(27) 土壌汚染の調査に関すること

[土壌汚染対策法]

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/kojo/dojoosen/index.html>

- ① ◇ 有害物質を取り扱っていた特定施設(水質汚濁防止法・下水道法等)の廃止等が伴う場合
 ② ◇ 土地の一定規模(3,000㎡以上)の形質の変更を行う場合



[都民の健康と安全を確保する環境に関する条例]

- ① ◇ 有害物質を取り扱っていた工場・指定作業場の廃止等が伴う場合
 ② ◇ 3,000㎡以上の敷地の土地の掘削等、形質の変更を行う場合

環境保全課
 公害対策係
 Tel: 03-5722-9384
 総合庁舎本館 6階

(28) アスベスト使用の事前調査について

[大気汚染防止法]

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/koji/zizen.html>

- ① ◇ 解体等工事(改修を含む)の際は、アスベスト事前調査を実施し、調査結果等を掲示
 ② ◇ 80㎡以上の解体・100万円以上の改修工事は、事前調査結果をシステムで報告



81

(29) 建築物の解体工事等のお知らせと環境保全に関すること

[目黒区建築物の解体工事等による紛争予防及び周辺の環境の保全に関する要綱]

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/koji/kaitai.html>

- | | |
|--|---------------------|
| ① ◇ 構造に関わらず床面積が80㎡以上の解体 | 1. 標識設置及び近隣関係住民への説明 |
| ② ◇ 騒音規制法・振動規制法による特定建設作業 | |
| ③ ◇ 大気汚染防止法による特定粉じん排出作業
[飛散性石綿(作業レベル1, 2)の除去等の工事] | 2. 標識設置届出(近隣説明報告含む) |
| ④ ◇ 環境確保条例による指定建設作業 | 標識設置 |



環境保全課
 公害対策係
 Tel: 03-5722-9386
 総合庁舎本館 6階

(30) 廃棄物保管場所(集積所等)に関すること

- ① ◇ 延べ面積3,000㎡以上の大規模建築物(事業用・住宅とも)
 ② ◇ 延べ面積1,000㎡以上、3,000㎡未満の中規模集合住宅
 ③ ◇ 延べ面積1,000㎡未満で、住戸数4以上の小規模集合住宅
 ④ ◇ 一団地に、3区画以上を建築する建売住宅

目黒区清掃事務所
 Tel: 03-3719-5345
 所在地: 目黒本町2-13-19

(31) 建築物の衛生的環境確保に関する指導要綱

◇ 延べ面積500㎡以上の建築物（一戸建ては除く）について、給排水設備・換気・空調設備・レジオネラ症の感染源となる設備等（延べ面積は、駐車場・駐輪場の部分は除く）
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/hoken_eisei/eisei/sumai/kenchikubutsu_eisei/index.html



生活衛生課
環境衛生係
Tel: 03-5722-9500
総合庁舎本館 3階

(32) 建築物の衛生的環境の確保に関する法律

◇ 特定用途の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物（学校の場合は8,000㎡）
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/hoken_eisei/eisei/sumai/kenchikubutsu_eisei/index.html



(33) 旅館業・興行場・公衆浴場・サウナ・プール・コインランドリー・コインシャワー・墓地等に関すること

https://www.city.meguro.tokyo.jp/shinseisho/hoken_eisei/eisei/index.html
◇ 許可又は届出が必要（プールについては、容量が50立方メートル以上のものが対象）
[目黒区墓地等の経営の許可等に関する条例]
◇ 墓地、納骨堂、火葬場の経営・拡張（縮小）・廃止を行う場合



生活衛生課
環境衛生係
Tel: 03-5722-9502
総合庁舎本館 3階

(34) 大規模店舗に関すること

[大規模小売店舗立地法・目黒区特定商業施設の出店に伴う生活環境との調和のための要綱]
① ◇ 店舗面積500㎡を超えるもの（目黒区要綱）
② ◇ 深夜営業のものは、店舗面積300㎡を超えるもの（目黒区要綱）
③ ◇ 「一の建物」の店舗面積の合計が1,000㎡を超えるものは、下記の連絡先へ（大店立地法）
所管：東京都産業労働局商工部 地域産業振興課 Tel: 03-5320-4788

産業経済・消費生活課
商店街振興係
Tel: 03-5722-9881
総合庁舎本館 1階

(35) 防災貯水槽に関すること

① ◇ 敷地面積が500㎡以上の開発許可対象の物件は、5tの防災貯水槽の設置（小型防災貯水槽設置要領）
② ◇ 大規模建築物で延べ面積が2,000㎡未満の場合は、5tの防災貯水槽設置（住環境整備条例）
③ ◇ 大規模建築物で敷地面積3,000㎡以上の場合は、防災器具置場の設置（住環境整備条例）

防災課
（災対担当）
Tel: 03-5723-8488
所在地：中央町1-9-7
（防災センター内）

(36) 消防水利に関すること

① ◇ 計画敷地が500㎡以上の開発許可対象の物件は、40t以上の貯水槽を設置（都市計画法施行令第25条第8号の規定）
② ◇ 建築物の延べ面積が2,000㎡以上の場合は、40t以上の貯水槽の設置（住環境整備条例）
③ ◇ 建築物の延べ面積が5,000㎡以上の場合は、100t以上の貯水槽の設置（住環境整備条例）

東京消防庁
目黒消防署
警防課 防災安全係
Tel: 03-3710-0119

(37) 大量排水の事前相談に関すること

事前相談	◇ 1日の排水量が50立方メートル以上、敷地面積1,000㎡以上、又は延べ面積3,000㎡以上のいずれかに該当する場合
下水道台帳の閲覧	◇ 閲覧場所 東京都下水道局施設管理部 管路管理課 Tel: 03-5320-6618 東京都庁第二本庁舎5階南

東京都下水道局
南部下水道事務所
Tel: 03-5734-5052

(38) 下水道排水管の工事に関すること

◇ 排水管の工事をするときは、必ず工事着工7日前までに、排水設備計画届出書を下水道事務所に提出することになっています。また、排水設備の工事は指定業者しか施行できません。その他詳細については、下水道局からのお知らせをご覧ください。
◇ 下水道台帳の閲覧については、(37)と同じです。

東京都下水道局
南部下水道事務所
お客様サービス課
排水設備担当
Tel: 03-5734-5043

(39) 保育施設設置の協力要請に関すること

[目黒区大規模集合住宅の建築における保育所等の設置の協力要請に関する要綱]
◇ 床面積が40㎡以上の住戸の数が50以上の建築物
◇ 目黒区大規模建築物等の建築に係る住環境の整備に関する条例の建築計画の届出の日の前までに、協議を行うこと。


保育計画課
保育計画係
Tel: 03-5722-9866
総合庁舎本館 6階

72

2 地域や場所により手続き・確認が必要となるもの

所管窓口




(1) 狭あい道路の拡幅整備事業に関すること

[目黒区狭あい道路の拡幅整備に関する条例]		
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_basyo/kyoai_kaisei/index.html		
◇	建築基準法第42条第2項の道路に接し、後退用地・隅切り用地を拡幅工事する場合、建築確認申請をする場合(売買・分筆のみの場合は不要)	
◇	建築確認を申請する4週間前までに、狭あい道路拡幅整備協議書の提出が必要	

28

建築課
耐震化促進・狭あい道路整備係
Tel: 03-5722-9729
総合庁舎本館 6階

(2) 地区計画・ガイドラインに関すること

①	地区計画(11地区)	◇補助26号線沿道駒場四丁目 ◇祐天寺栄通り ◇下目黒一丁目 ◇中目黒四丁目 ◇目黒本町五丁目 ◇原町一丁目・洗足一丁目 ◇西小山駅前 ◇自由通り沿道八雲 ◇自由が丘睦坂沿道 ◇自由が丘サンセットエリア ◇自由が丘南口	
	https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/kenchiku/kyougi_basyo/chikukeikaku/index.html		
②	沿道地区計画(1地区)	◇環七沿道	
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/kanjo7/index.html			
③	ガイドライン(2地区)	◇八雲四丁目 ◇青葉台一丁目	
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/guidelines/index.html			

63


都市整備課
開発係
Tel: 03-5722-9715
総合庁舎本館 6階

①	地区計画(4地区)	◇大橋 https://www.city.meguro.tokyo.jp/gyosei/keikaku/keikaku/yasashi_machi/ohashichikuseibi/oohashi.html	
		◇上目黒一丁目 ◇上目黒二丁目 https://www.city.meguro.tokyo.jp/kusei/keikaku/machizukuri/yasashiimachi/nakameguroseibi/index.html	
		◇自由が丘駅前西及び北地区 https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/jiyugaokaeki/west-north/nishikita_kettei.html	

65

地区整備課
地区整備係
(大橋・自由が丘地区)
Tel: 03-5722-9430
(中目黒地区)
Tel: 03-5722-9673
総合庁舎本館 6階


(3) 自由が丘駅周辺駐車場地域ルールに関すること

◇	自由が丘一丁目3~4番(一部)、5~14番、25~31番、自由が丘二丁目9~13番、14~17番(一部) 緑が丘二丁目25番(一部)において、東京都駐車場条例に基づく駐車場地域ルールの適用を受ける場合には、事前相談が必要です。	
https://www.city.meguro.tokyo.jp/chikuseibi/shigoto/machidukuri/parking_rule.html		

65

地区整備課
地区整備係
(自由が丘地区)
Tel: 03-5722-9430
総合庁舎本館 6階


(4) 自由が丘地区街並み形成指針に関すること

◇	自由が丘一・二・三丁目、緑が丘二丁目、中根一丁目23・24・25番において、建築行為等を行う場合 自由が丘の街づくり会社の事業です。地域の街づくり活動にご協力をお願いいたします。相談・申請 自由が丘の街づくり会社 株式会社ジェイ・スピリット Tel: 03-3717-4601 所在地: 目黒区自由が丘2-10-8 自由が丘エヌケービル3階 http://www.jiyugaoka-spirit.com/Street_formation/index.html	
---	--	---

65

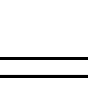
地区整備課
地区整備係
(自由が丘地区)
Tel: 03-5722-9430
総合庁舎本館 6階

(5) 埋蔵文化財に関すること

[文化財保護法]		
https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/gakko/bunkazai/maizo_hogo/maizobunkazaihogo.html		
事前相談	◇ 指定区域内においては、建築工事を行う前に文化財係との協議・届出が必要	
包蔵地地図の閲覧	◇ 閲覧場所 ・目黒区総合庁舎本館5階 教育委員会事務局生涯学習課 ・生涯学習課文化財係 目黒区中目黒3-6-10 めぐる歴史資料館内	

生涯学習課
文化財係
Tel: 03-5722-9320
所在地: 中目黒3-6-10
(めぐる歴史資料館内)

(6) 目黒区の浸水履歴に関すること

①	◇ 平成16年度以降の目黒区の浸水履歴の照会 目黒区ホームページ『浸水履歴』で検索	
②	◇ 目黒区水害ハザードマップの閲覧 目黒区ホームページ『水害ハザードマップ』で検索	

防災課
(庶務担当)
Tel: 03-5723-8700
所在地: 中央町1-9-7
(防災センター内)


(7) 路上喫煙禁止区域内に関すること

[目黒区ポイ捨てのないまちをみんなで作る条例]	
◇	中目黒駅、学芸大学駅、都立大学駅及び自由が丘駅周辺の概ね半径300m以内を路上喫煙禁止区域に指定しています。(緑道・私道を含む)
◇	禁止区域内に建築物を計画する場合は、「めぐろ たばこルール」の確認が必要

環境保全課
環境計画係
TEL: 03-5722-9606
総合庁舎本館 6階

81

(8) 電波伝搬障害に関すること(建築確認を申請する前に手続きが必要)

◇	電波伝搬障害防止区域で、高さ31mを超えるもの	
◇	電波伝搬障害防止区域図の閲覧	
	https://www.juran.denpa.soumu.go.jp/gis/index.html	

関東総合通信局
無線通信部陸上第一課
TEL: 03-6238-1763


(9) 鉄道路線の近接に関すること

工事中の保全等の確認		問い合わせ先	
①	◇ 東急電鉄 東横線・目黒線・田園都市線・大井町線	4路線	東急電鉄(株) 工務部 施設保全課 TEL: 03-5754-0205
②	◇ 京王電鉄 京王線・井の頭線	2路線	京王電鉄(株) 工務部保線課 TEL: 042-337-3244
③	◇ 東京地下鉄 日比谷線	1路線	メトロ開発(株) 技術部渉外課 TEL: 03-5847-7893
④	◇ 東日本旅客鉄道 山手線	1路線	東日本旅客鉄道(株) 首都圏本部設備ユニット TEL: 03-5692-6134

(10) 高圧線の近接に関すること

◇	送電線と建築物との距離等	東京電力パワーグリッド(株) 東京総支社 送電グループ	TEL: 03-3335-3005
---	--------------	--------------------------------	-------------------

(11) 羽田空港における航空法の制限に関すること

①	◇ 高さ制限について(航空法第49条及び56条の3) 『羽田空港高さ制限回答システム』で住所入力、高さ制限を確認 https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/		問い合わせ先 (①及び②2, 3について) 東京航空局 東京空港事務所空港振興課 TEL: 03-5757-3002
②	◇ 航空障害灯の設置について(航空法第51条) 航空障害灯の設置義務 1, 高さ60m以上の物件 2, 進入表面・転移表面または水平表面に6m以内となる物件 3, 航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの		
	※航空障害灯の設置方法については東京航空局航空灯火電気技術課へお問い合わせください。		

3 建物を建築又は耐震化する際、条件を整えることにより助成が受けられるもの

所管窓口

(1) 都市防災不燃化促進事業に関する事(建替え等の助成)

- ◇ 原町一丁目、洗足一丁目内の補助46号線沿道30mの範囲で、耐火建築物を建築する際に建築費等の一部を助成します。

66

(2) 不燃化特区に関する事

- ◇ 対象地区：目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目、洗足一丁目の一部（1～24・29・30番）

木密地域整備課
木密地域整備係
Tel:03-5722-9657
総合庁舎本館 6階

(3) 木造住宅密集地域整備事業に関する事

- ◇ 対象地区：目黒本町五丁目、目黒本町六丁目、原町一丁目、原町二丁目の一部（1～4番、7～13番）、洗足一丁目の一部（1～4・10～24番）、碑文谷一丁目の一部（4～9番）

(4) 整備地域不燃化加速事業に関する事(建替え等の助成)

- ◇ 対象地区：目黒本町四丁目、原町二丁目の一部（1～4番、7～13番）
老朽建築物の除却・建替えに対し、費用の一部を助成します。

(5) 緑化助成等に関する事

- ◇ 接道部(道路沿い)に中高木などを主体として、連続して1.0m以上新たに緑化する場合や、建築物の屋上や壁面等を1.0㎡以上新たに緑化する場合に、緑化工事費の一部を助成します。その他助成条件がありますので、事前相談の上、対象の緑化工事前にお申し込みください。
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/midori/shigoto/kouen/machinamijosei.html>



みどり土木政策課 11
みどりの係
Tel:03-5722-9359
総合庁舎本館 6階

(6) 雨水流出抑制施設等設置助成に関する事

- ◇ 個人が所有する住宅等（敷地面積が500㎡以上の新築住宅を除く）に浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ）及び雨水タンクを設置する場合は、工事費の一部を助成します。
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/enjo/usui.html>



都市整備課 63
開発係
Tel:03-5722-9715
総合庁舎本館 6階

(7) 環七沿道整備に関する事

- ◇ 都道環状七号線沿道に背後地への騒音を軽減する効用のある緩衝建築物を建築する場合や、昭和63年7月1日以前に建てられた建築物に防音工事を行う場合に、東京都がその費用の一部を助成する制度があります。
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sumai/katsudo/kanjo7/kannana.html>



都市整備課 63
開発係
Tel:03-5722-9715
総合庁舎本館 6階

(8) 耐震化促進に関する事

- ◇ 昭和56年5月31日以前に建てられた建物を対象に、耐震診断・設計・改修・除却費用の一部を、更に平成12年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造住宅では、耐震診断・設計・改修費用の一部を助成する制度があります。事前申請のうえ、耐震診断等の契約前にお申し込みください。なお、構造、規模、用途等の条件によって助成内容が異なります。



28

(9) がけ・擁壁の改修に関する事

- ◇ 高さが2メートルを超えるがけ・擁壁等で区が改修の必要を認めたものを改修（擁壁の新築工事又は築造替え工事）する場合、費用の一部を助成します。助成条件がありますので、事前相談の上、改修工事の契約前にお申し込みください。



建築課
耐震化促進・狭あい道路整備係
Tel:03-5722-9490
総合庁舎本館 6階

(10) ブロック塀等の除却等に関する事

- ◇ 区内の道路に面する高さ80cmを超える安全性の確認できない塀を除却等を行う場合、費用の一部を助成します。助成条件がありますので、事前相談の上、工事の契約前にお申し込みください。



(11) 土砂災害特別警戒区域内の対策等に関する事

- ◇ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内の既存不適格建築物を対象に、土砂の流入に対して塀等を設けた場合や、居住の用に供する建築物を除却して移転した場合、費用の一部を助成します。（建て替えは対象外）なお、助成条件及び工程上の制限等がありますので、事前相談の上、工事の契約前にお申し込みください。



(12) アスベスト調査助成に関する事

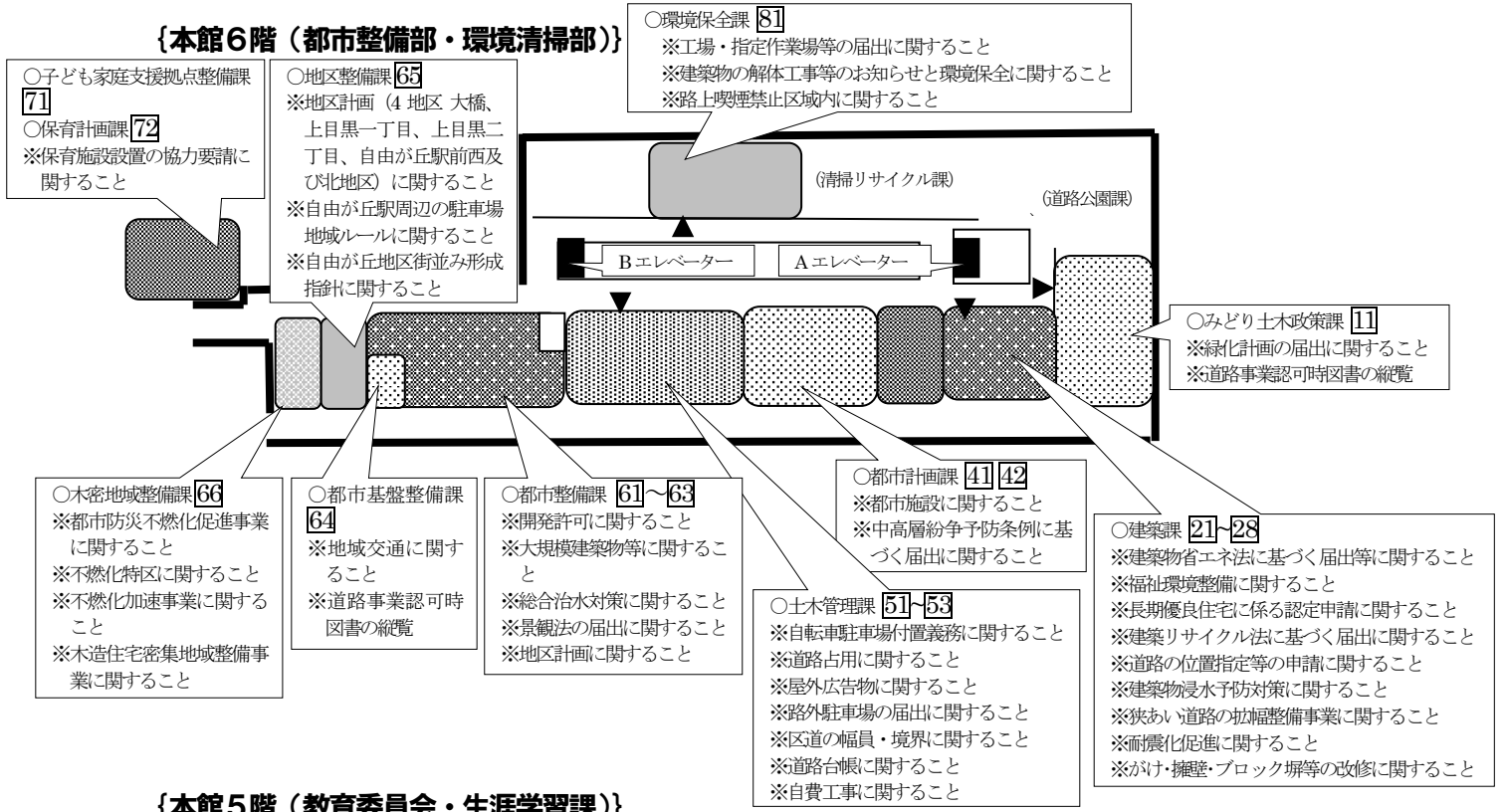
- ◇ 区内建築物の解体・改修などを行うため、アスベストと疑われる吹付け材等を専門機関に調査依頼する場合、分析調査費用の半額を助成します。助成限度額は住宅1戸あたり10万円、マンション管理組合・事業用建築物は20万円。詳細はお問い合わせください。
<https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/shizen/koji/josei.html>



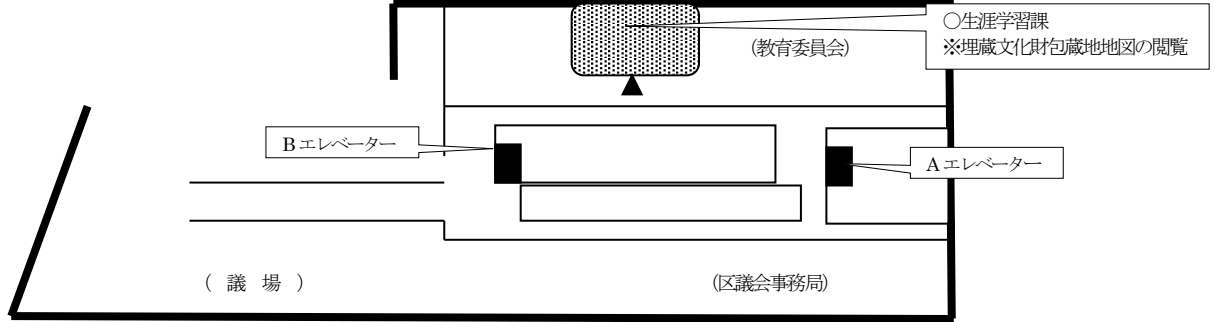
環境保全課 81
公害対策係
Tel:03-5722-9384
Tel:03-5722-9386
総合庁舎本館 6階

[各担当部署の窓口位置図]

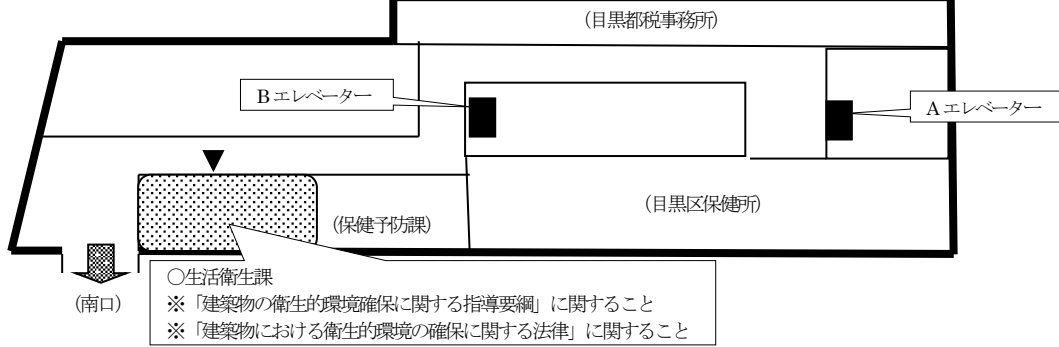
{本館6階 (都市整備部・環境清掃部)}



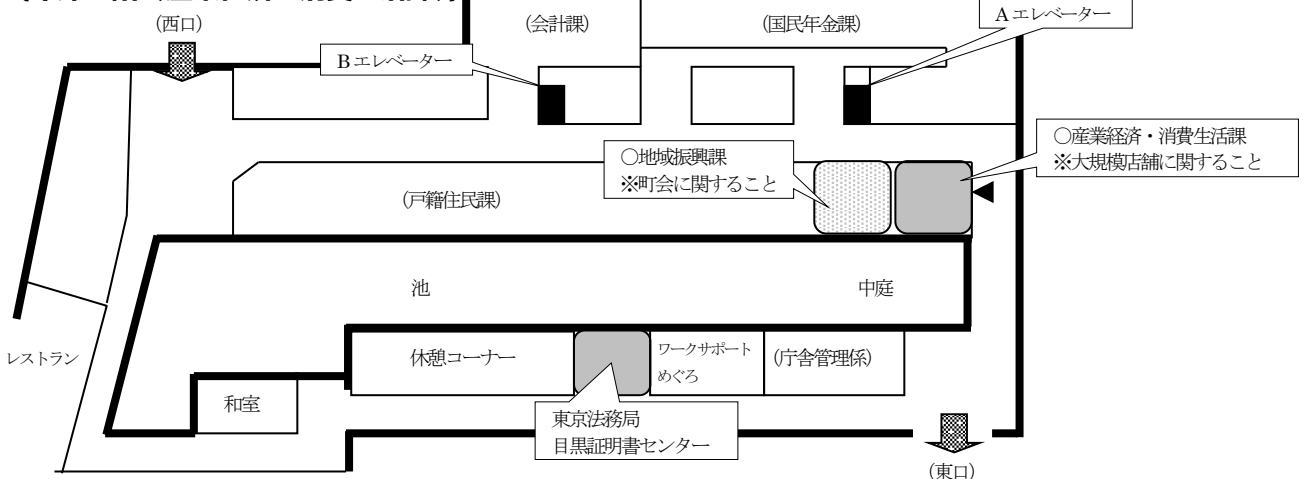
{本館5階 (教育委員会・生涯学習課)}



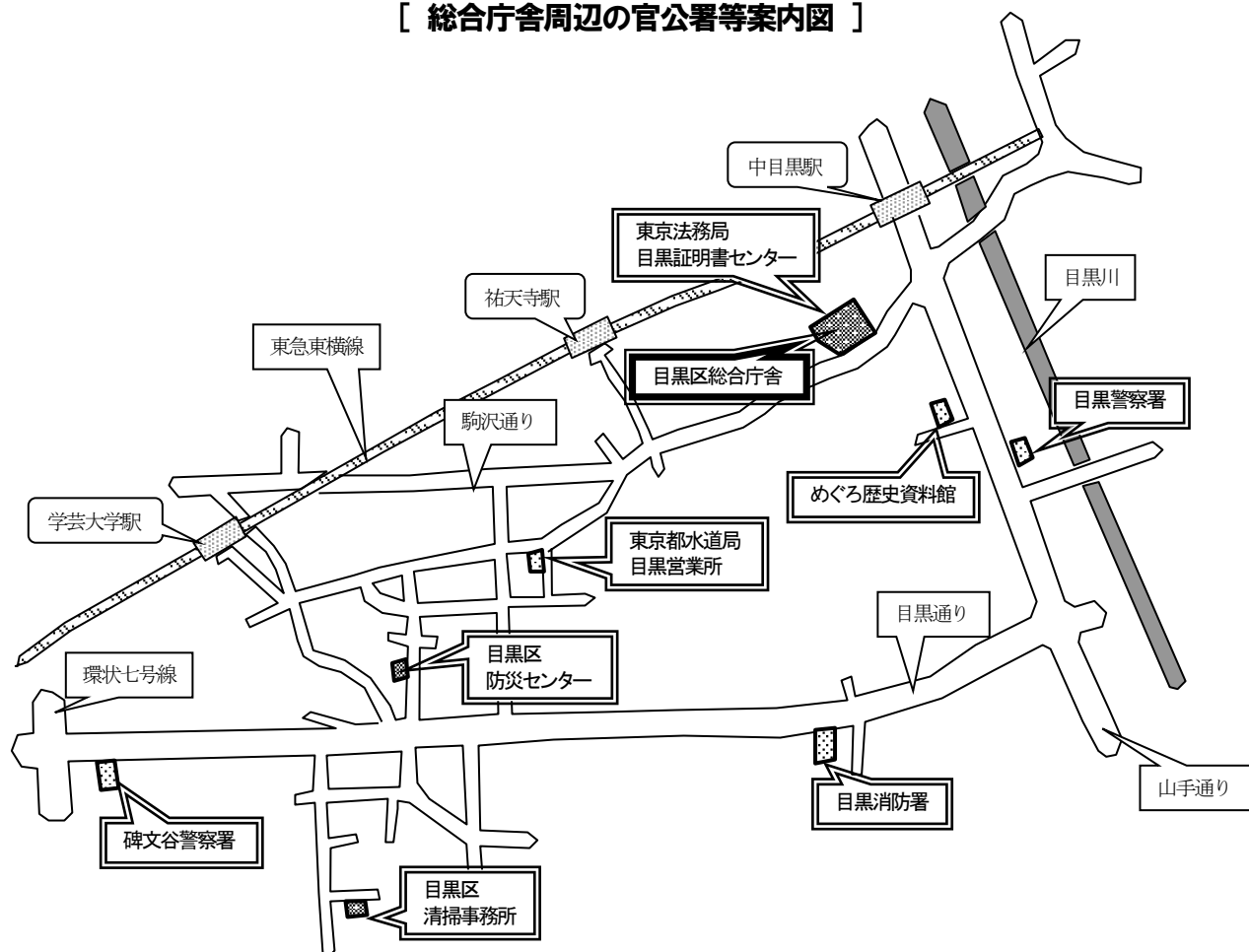
{本館3階 (保健所・生活衛生課)}



{本館1階 (産業経済・消費生活課)}



[総合庁舎周辺の官公署等案内図]



[主な官公署等の住所・電話番号]

官 公 署 等	電 話 番 号	住 所
目 黒 区 役 所	03-3715-1111 (代)	目黒区上目黒2丁目19-15
東京法務局渋谷出張所	03-3463-7671 (代)	渋谷区宇田川町1-10
東京法務局 目黒証明書センター	—————	目黒区上目黒2丁目19-15 (目黒区総合庁舎内)
東京都水道局目黒営業所	03-5773-6126	目黒区中町2丁目43-18
都下水道局南部下水道事務所	03-5734-5031	大田区雪谷大塚町13-26
東京ガスお客様センター	0570-002211	—————
東京電力パワーグリッド(株) 大田営業センター	0120-995-007	大田区池上5丁目12-17
目 黒 警 察 署	03-3710-0110	目黒区中目黒2丁目7-13
碑 文 谷 警 察 署	03-3794-0110	目黒区碑文谷4丁目24-17
目 黒 消 防 署	03-3710-0119	目黒区下目黒6丁目1-22
目 黒 郵 便 局	0570-943-234	目黒区目黒本町1丁目15-16
目 黒 税 務 署	03-3711-6251	目黒区中目黒5丁目27-16
目黒区清掃事務所	03-3719-5345	目黒区目黒本町2丁目13-19
目黒区防災センター	03-5723-8700	目黒区中央町1丁目9-7
生涯学習課文化財係	03-5722-9320	目黒区中目黒3丁目6-10 (めぐろ歴史資料館内)